



国に「消費税の適格請求書等保存方式

(インボイス制度) 廃止の意見書」の提出を求める請願

(請願趣旨)

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まり1年が経ちました。事業者は、コロナ禍の経済的な影響に加え、急激な仕入等の物価高騰により事業収益を大幅に減らしています。

帝国データバンクの発表によると、2024年の企業倒産(負債1,000万円以上、法的整理のみ)は9,901件発生し、前年(8,497件)、前々年(6,376件)と3年連続の倒産件数の増加となっております。月別推移を見ても、2024年12月は848件(前年同月比5.2%増)倒産しており、2022年5月から32ヶ月連続で前年同月を上回っており、これはバブル崩壊後を超え過去最長の倒産件数増加期間となっております。上記の数字には反映されない小規模事業者や個人事業主等の倒産・廃業は遥かに上回ります。そのなかで、免税事業者インボイス登録業者となることを強要し、税負担と事務負担を強いるインボイス制度は死活問題です。

消費税は赤字であっても否応なく売上に課税されます。地域経済の悪化は避けられず、経済再生を阻害する要因にもなります。インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方は、負担軽減措置として、仕入税額控除の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額。いわゆる2割特例)とすることができますが、それは2026年9月までで、それ以降段階的に縮小し2029年10月からはこの負担軽減措置がなくなります。長引く不況と物価高騰に襲われ、6年連続で過去最高を更新した一般会計の税収が増えている今日、小規模事業者の経営の持続や地域経済の活性化の重要性から、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると考えます。

よって、国に対しインボイス制度を早急に廃止することを強く要望します。地方自治法第99条の規定に基づき「インボイス制度廃止」の意見書を国に対して提出することを求めます。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和 7年 2月 3日

請 願 者

住 所 埼玉県飯能市原町142-5
団 体 名 埼玉土建一般労働組合 飯能日高支部
代表者氏名 支部長 柳 戸 浩幸

埼玉県飯能市青木210-1
飯能民主商工会

会長 金子良司

紹介議員

金子敏江

同

滝沢 修

飯能市議会議長 野田 直人 様